

○阿波市優良工事表彰要領

平成22年4月1日

告示第35号

(目的)

第1条 この要領は、阿波市が発注した建設工事を施工した請負業者のうち特に優秀な工事を行ったものを表彰することにより、その技術及び意欲の向上を図り、もって本市における建設技術の向上及び発展に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事 建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に定める建設工事をいう。
- (2) 請負業者 阿波市が発注した建設工事の請負人で建設業法第2条第3項に定める建設業者をいう。ただし、原則として市内に主たる営業所を有するものに限る。
- (3) 工事成績 阿波市工事成績評定要領に定める評定点の合計をいう。

(表彰)

第3条 市長は、阿波市が発注した建設工事について、優秀な工事成績で完成した請負業者を、当該建設工事が完成した年度の翌年度に表彰するものとする。

(対象工事)

第4条 表彰の対象となる建設工事(以下「表彰対象工事」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 請負金額が200万円以上であること。
- (2) 工事成績が80点以上であること。

(欠格事項)

第5条 表彰対象工事の請負業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、表彰を行わないものとする。

- (1) 表彰年度の前年度に行った建設工事に係る工事成績の平均点が、当該年度内に完成した阿波市が発注したすべての建設工事に係る工事成績の平均点に満たないとき。
- (2) 表彰年度の前年度に行った建設工事に係る工事成績の評価者ごとの評価点が65点に満たないとき。
- (3) 表彰年度の前年度当初から表彰日までの間において、阿波市建設業者指名停止措置要綱(平成17年阿波市告示第15号)の規定により指名停止の処分を受けたとき。

(4) その他社会的信頼が得られないと認められるとき。

(審査委員会)

第6条 表彰に関する事項を審査するため、優良工事表彰審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。
- 3 委員長及び副委員長は、副市長又は政策監をもって充てる。
- 4 委員は、企画総務部長、企画総務部危機管理局長、市民部長、健康福祉部長、産業経済部長、建設部長、教育部長、水道部長及び入札検査官をもって充てる。
- 5 委員会は、委員長が招集する。
- 6 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。
- 7 委員長は、関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(専門部会)

第7条 前条の規定に基づく委員会を補佐するため、専門部会を置く。

- 2 専門部会は、部会長、副部会長及び部員をもって構成する。
- 3 部会長は企画総務部長をもって充て、副部会長は建設部長をもって充てる。
- 4 部員は、建設課長、営繕課長、表彰対象工事を所管する課等の長、入札検査官及び工事検査官をもって充てる。
- 5 専門部会は、部会長が招集する。
- 6 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、副部会長がその職務を代理する。
- 7 部会長は、関係者の出席を求め意見を聴取することができる。

(表彰審査資料の提出等)

第8条 建設工事を所管する課等の長は、表彰対象工事について、別記様式により契約管財課長に内申するものとする。

- 2 契約管財課長は、前項の規定による内申があったときは、内申書に基づき調書を作成し、専門部会に提出するものとする。

(審査結果の報告)

第9条 専門部会は、前条第2項の規定により提出のあった調書について、調査及び審査を行い、その結果及び審査経過を委員会に報告するものとする。

- 2 委員会は、前項の規定により報告のあった事項について、調査及び審査を行い、その結果及び審査経過を市長に報告するものとする。

(被表彰者の決定)

第10条 被表彰者は、委員会の審査結果に基づき、市長が決定する。

(表彰の期日)

第11条 表彰は、毎年7月に行うものとする。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月30日告示第28号)

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月26日告示第24号)

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年5月15日告示第57号)

この要領は、平成27年5月15日から施行する。

附 則(平成28年3月17日告示第6号)

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月30日告示第31号)

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月31日告示第32号)

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年4月1日告示第67号)

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和2年1月31日告示第1号)

この要領は、令和2年2月1日から施行する。

附 則(令和2年3月31日告示第50号)

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

別記様式(第8条関係)

事務連絡
年 月 日

契約管財課長 様

課長 印

優良工事表彰候補の内申について

阿波市優良工事表彰要領第8条第1項の規定に基づき、下記の工事を内申します。

記

工事名	
工事場所	
契約金額	
工期	
請負者名	
工種	
評定点	
工事概要	

※添付書類 工事成績評定報告書、完成写真等